

# カナダの最近の立法について

— 先住民族の権利に関する国連宣言の国内実施 —

苑原 俊明

## 1. はじめに

2019年11月26日、カナダ、ブリティッシュ・コロンビア（BC）州議会は、「先住民族の権利に関する宣言」法（Bill 41—2019）を採択した。<sup>1</sup>この州法は、2007年国連総会が採択した「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、国連宣言）がBC州の法律において適用されることを認めるとともに国連宣言の履行に貢献すること、そして先住民族の自治機関を承認することを支持し、これらの機関との関係を発展させることが目的である。（2条）

国連宣言を州の法律で適用するということから、この法律ではBC州における先住民族と協議し、協力して州政府が国連宣言と州の法律との両立を確保するため必要なあらゆる措置を講じなければならないと定める。（3条）また同法の別表に、国連宣言がそのまま掲載されている。

そして国連宣言の履行について、同法は州政府が州の先住民族との協議、及び協力により、履行のための行動計画を策定し、実施することと、計画策定の後に州議会に提出すること、そして3条で規定された措置と行動計画の進捗状況に関する年次報告書を作成し、州議会へ提出すること等が定められている。（4,5条）

さらに同法では、法令に基づく決定権限（statutory power of decision）を州政府が関係する先住民族の自治機関と共同して遂行する場合、もしくは決定の前に自治機関による同意を得る場合に、当該自治機関との交渉と合意形成を担当する州政府の閣僚を州総督が任命すること（7条）が決められている。州政府での意思決定過程に先住民族による実質的な「参加」が保障されることになった。

なお、同法での先住民族とは、1982年憲法法律（カナダ権利・自由憲章）の第35条での「原住民族」（aboriginal peoples）、つまり同条2項で列挙する「インディアン、イヌイット、メティス」と同一の意味であると定義され（1条1項）、また先住民族の自治機関とは、

---

<sup>1</sup> 2019 Legislative Session: 4<sup>th</sup> Session, 41<sup>st</sup> Parliament, First Reading  
BILL 41-2019 Declaration on the Rights of Indigenous Peoples Act,  
<https://www.leg.bc.ca> より（2020年1月3日閲覧）

憲法法律第 35 条において承認され、確認されている権利を保有する先住民族に代わって行動する権限を委任された実体 (entity) をさす。(1 条 1 項)

## 2. 連邦法 (案)

今回の BC 州法の採択にいたるまでに、2019 年カナダ連邦議会における連邦法 (案) の不採択という経緯がある。

2007 年に国連宣言が採択された総会で、当時のカナダ政府は反対票を投じたのであるが、2010 年に宣言を支持する立場を表明した。<sup>2</sup> その声明文において、国連宣言は「先住民族の個人および集団の権利についての願望を示す文書」(an aspirational document) であり、慣習国際法を反映せず、カナダの法律を変更するような拘束力を持たないものと位置づけられていた。ただ連邦政府は、国内の先住民族の指導者の声を聞き、他国での経験を踏まえてその立場を変更するとしたのである。

これより前に連邦政府は、先住民族の子どもを親元とコミュニティから切り離れた寄宿学校制度について謝罪し、被害者へ補償するとともに、被害者との和解のために連邦の真実和解委員会を設立していた。2015 年、この委員会は報告書を発表し、そのなかで「連邦政府、州政府、準州政府および地方自治体が、和解のための枠組みとして国連宣言を全面的に採択し、履行すること」を求めていた<sup>3</sup>

2016 年 4 月には、先住民族出身の議員 (当時) が、国連宣言を連邦の法律において適用する趣旨の法案 (Bill C-262) を連邦議会へ提出した。<sup>4</sup>

2016 年、インディアン問題担当大臣が連邦政府として国連宣言を全面的に支持するとともに、将来において同宣言を採択して履行することを表明したあと、この法案は 2018 年に庶民院を通過したのであるが、2019 年上院において審議未了で廃案となった。前述した BC 州法との比較のために以下、法案の抄訳を載せる。<sup>5</sup>

---

<sup>2</sup> Canada's Statement of Support on the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous peoples. <https://www.aadnc-aandc.gc.ca/eng/> より。(2020 年 1 月 3 日閲覧)

<sup>3</sup> The Truth and Reconciliation Commission, Call to Actions para43

<sup>4</sup> ロメオ・サガナシュ (Romeo Saganash) 元庶民院議員。クリー民族出身。新民主党 (NDP) に所属。寄宿学校経験者で、1990 年から 1993 年まで Deputy grand chief, Grand Council of the Crees (Eeyou Istchee) を務めた。

<sup>5</sup> First Session, Forty-second Parliament, 64-65-66-67 Elizabeth II, 2015-2016-2017-2018 House of Commons of Canada, BILL C-262

An Act to ensure that the laws of Canada are in harmony with the United Nations Declaration on the rights of Indigenous peoples, as passed by the House of Commons, May 30, 2018

第 42 回議会、第 1 会合

64 - 65 - 66 - 67 エリザベス 2 世、2015 - 2016 - 2017 - 2018

カナダ庶民院 法案 C-262

カナダの諸法を先住民族の権利に関する国連宣言に調和させることを確保するための法律

前文

カナダ連邦議会は、先住民族の権利に関する国連宣言のなかで定めた諸原則がカナダの諸法に具現化されるべきであることを認識して、

先住民族に関する世界会議として知られる国連総会のハイレベル会合の成果文書において、カナダおよび世界の諸国が、先住民族の権利を尊重、促進および助長し、ならびに先住民族の権利に関する国連宣言を支持するとの厳粛な誓約を再確認したので、

行動のための呼びかけという文書において、カナダ真実和解委員会が連邦およびその他の政府に対して先住民族の権利に関する国連宣言を和解のための枠組みとして全面的に採択、履行するよう要請しているので、

先住民族が植民地化とその土地、領域および資源の収奪の結果、歴史的な不正義を被ってきたので、

国民的な出身または人種的、宗教的、民族的もしくは文化的な差異に基づいた人民または個人の優越性のあらゆる教義、政策および実践ないしは唱導が人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道徳的に非難されるものであり、社会的に不公正であるので、

先住民族に関連してカナダが植民地主義を拒絶し、正義、民主主義、平等、非差別、良い統治および人権の尊重の諸原則ならびに信義誠実に基づいた現代的なアプローチをとることが重要であるので、

カナダが、先住民族の権利に関する国連宣言の目的を達成し、その実効性についてフォローアップするために、先住民族との協議および協力により国内および国際レベルでの、立法、政策および行政措置を含めた適切な措置を講ずることを誓約しているので、

既存の先住民族の権利および条約上の権利の保護が、カナダ連邦憲法の基本的な原則および価値であるので、

人権、法の支配および民主主義は相互につながっており、相互に補強するものであってカナダ連邦憲法の基本的な原則であるので、

英国女王は、カナダ上院および庶民院の助言ならびに同意により、下記の法律を制定する。

#### 略称

1 本法は先住民族の権利に関する国連宣言法として引用されうる。

#### 解釈

2 (1) より確実性を保つため、本法のいかなる規定も 1982 年カナダ憲法法律の第 35 条において承認、確認されたカナダの先住民族の既存の権利または条約上の権利を減殺し、もしくは消滅させるものと解釈することはできない。

(2) 本法のいかなる規定もカナダ法において先住民族の権利に関する国連宣言の適用を遅らせるものと解釈することはできない。

#### 先住民族の権利に関する国連宣言

3 2007 年 9 月 13 日に国連総会決議 61/295 として国連総会が採択し、その付表において定める先住民族の権利に関する国連宣言は、カナダ法のなかで適用される普遍的な国際人権文書として、ここに確認する。

4 カナダ連邦政府は、カナダの先住民族と協議および協力を行って、カナダの諸法が先住民族の権利に関する国連宣言と両立することを確保するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。

5 カナダ連邦政府は、カナダの先住民族と協議および協力を行って、先住民族の権利に関する国連宣言の目的を達成するための国家行動計画を策定し、履行しなければならない。

#### 連邦議会への報告

6 インディアン問題および北方開発担当大臣は、2017年より2037年（2017年および2037年を含める）の期間中で毎年4月1日より後の60日以内に、4条で言及する措置と5条で言及する計画について関連期間内での履行状況に関して連邦議会の両院に報告書を提出しなければならない。

（以下、別表 Schedule として国連宣言が掲載されている）

### 3 比較検討と課題

明らかに BC 州法はいくつかの点で連邦法（案）に類似している。つまり国連宣言という国際法をそれぞれ州と連邦の法秩序にとりいれ、その適用を担保することが立法の趣旨であり、そのための必要な措置を州と連邦政府が講ずる際に、先住民族との「協議および協力」を要件としつつ、州と連邦のレベルでの行動計画を策定、実施する段階で州と連邦議会に提出するという手続きが要求されていることである。

また BC 州法では、関係する先住民族の自治機関と州政府とが「交渉」した上で、意思決定を共同で行うという手続きが導入されている。これは国連宣言で定める先住民族の自己決定権（3条）、自治権（4条）、意思決定への参加権（18条）、および自由な、事前の、情報に基づく同意の原則（19条）を取り入れているとも考えられる。

最後に将来での課題であるが、今回の BC 州法は州の範囲内で適用されるものであるが、同州での土地および天然資源の開発における関連民族の権利、先住民族の女性の権利保障などの課題に関して政府が具体的にどのような取り組みを行うのか、その事例の検討が必要であろう。

なお 2019 年には連邦議会において先住民族の言語に関する法律と青少年に関する法律とが成立した。これらの連邦法を実施する施策も注目して行きたい。

以上